

と だ し しょう しやそうごうけいかく あん
戸 田 市 障 がい 者 総 合 計 画 (案)

と だ し しょう しやけいかく
戸 田 市 障 がい 者 計 画

けいかくきかん れいわ ねんど ねんど
(計 画 期 間 : 令 和 6 年 度 ~ 11 年 度)

だい き と だ し しょう ふくしけいかく
第 7 期 戸 田 市 障 がい 福 祉 計 画

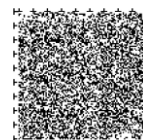
だい き と だ し しょう じ ふくしけいかく
第 3 期 戸 田 市 障 がい 児 福 祉 計 画

けいかくきかん れいわ ねんど ねんど
(計 画 期 間 : 令 和 6 年 度 ~ 8 年 度)

がいようばん
概 要 版

れいわ ねん がつ
令 和 6 年 3 月

と だ し
戸 田 市



とだししょう しゃけいかく 戸田市障がい者計画

● けいかく はいけい もくてき 計画の背景と目的

戸田市では、令和3年度に「戸田市障がい者総合計画（戸田市障がい者計画・第5期戸田市障がい福祉計画・第1期戸田市障がい児福祉計画）」について「戸田市障がい者計画」の中間見直しを行い、令和3年度から5年度を計画期間とする「第6期戸田市障がい福祉計画・第2期戸田市障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。この計画が令和5年度で終了することから、今後の障がい者施策の方向性を定める計画とするために、本計画を改定することになりました。

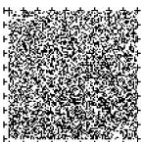
本計画は、戸田市における今後の障がい者施策のあるべき姿と具体的な施策の方向性を示すとともに、障がい者の地域生活や社会生活を支えるための障害福祉サービス等の一層の充実及び障がい児の健やかな成長と発達を支える障がい児支援を拡充することを目的として策定するものです。

● けいかく いち 計画の位置づけ

本計画は、障がい者の自立や社会参加の支援等のために、市が取り組むべき今後の障がい者施策の基本的な考えや方向性を示すとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保方策等について定めるものであり、以下の3つの計画を一体的に策定するものです。

- ・ 障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画（障害者基本計画）」
- ・ 障害者総合支援法第88条第1項に基づく「障害福祉計画」
- ・ 児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」

さらに、本計画は、市民や関係企業・各種団体等が、障がいのある人も障がいのない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現のため、自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものであり、本市の最上位計画である「戸田市総合振興計画」の部門別計画として、本市の地域福祉の上位計画「戸田市地域福祉計画」の障がい者（児）福祉の個別計画として、関連計画等との整合・連携を図るとともに、国及び県の関連計画との整合・連携を図ります。



だい じと だし そうごうしんこうけいかく
第5次戸田市総合振興計画

と だ し ち き ふ く し け い か く と だ し ち き ふ く し か つ ど う け い か く と だ し し ゃ か い ふ く し き ょ う ぎ か い
戸田市地域福祉計画・戸田市地域福祉活動計画（戸田市社会福祉協議会）

と だ し し ょ う し ゃ そうごうけいかく
(戸田市障がい者総合計画)
と だ し し ょ う し ゃ け い か く
戸田市障がい者計画
だい き と だ し し ょ う ふ く し け い か く
第7期戸田市障がい福祉計画
だい き と だ し し ょ う じ ふ く し け い か く
第3期戸田市障がい児福祉計画

と だ し ち き ほうかつ けい か く
(戸田市地域包括ケア計画)
と だ し こう れ い し ゃ ふ く し け い か く か い ご ほ けん じ ぎ ょ う け い か く
戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

と だ し こ こ そ だ し え ん じ ぎ ょ う け い か く
戸田市子ども・子育て支援事業計画

と だ し けんこうそうしんけいかく
戸田市健康増進計画

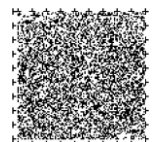
と だ し し ょ う が い が く し ゅ う す い し ん け い か く
戸田市生涯学習推進計画

と だ し ち き ほうさいけいかく
戸田市地域防災計画

けい か く き か ん
● 計画の期間

ほんけいかく たいしやうきかん れいわ ねんど ねんど ねんかん しやう ふくしけいかく
本計画の対象期間は、令和6年度から11年度までの6年間とします（障がい福祉計画、
しやう じ ふ く し け い か く れいわ ねんど ねんかん
障がい児福祉計画は令和6～8年度の3年間）。ただし、けい か く き か ん ない くに けん
ほうしんへんこう しやかいじやうせい へんか あら たいおとう けい か く へん ころ ひつやう ばあい
方針変更、社会情勢の変化や新たなニーズへの対応等により計画変更が必要となった場合
は、ひつやう みなお おこな と う じ ゅ う な ん たいお
必要の見直しを行う等柔軟に対応することとします。

れいわ ねんど と だ し し ょ う し ゃ け い か く ち ゅ う かん ねんど だい き し ょ う ふ く し け い か く
令和8年度は「戸田市障がい者計画」の中間年度となり、「第7期障がい福祉計画」
およ だい き し ょ う じ ふ く し け い か く けい か く き か ん し ゅ う り ょ う ねんど つぎ と だ し し ょ う
及び「第3期障がい児福祉計画」が計画期間の終了年度となるため、次の「戸田市障
し ゃ け い か く ち ゅ う かん みなお およ だい き し ょ う ふ く し け い か く だい き し ょ う じ ふ く し け い か く
がい者計画」の中間見直し及び「第8期障がい福祉計画」「第4期障がい児福祉計画」
について さいくてい きやうぎ おこな
策定と協議を行うこととなります。



れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度	れいわ ねんど 令和9年度	れいわ ねんど 令和10年度	れいわ ねんど 令和11年度
とだししょう しゃそうごうけいかく 戸田市障がい者総合計画 みなお 見直し			とだししょう しゃそうごうけいかく 戸田市障がい者総合計画			みなお 見直し		
とだししょう しゃけいかく 戸田市障がい者計画			とだししょう しゃけいかく 戸田市障がい者計画					
だい きとだししょう ふくしけいかく 第6期戸田市障がい福祉計画			だい きとだし しょう ふくしけいかく 第7期戸田市障がい福祉計画			だい とだし しょう ふくしけいかく 第8期戸田市障がい福祉計画		
だい きとだししょう じふくしけいかく 第2期戸田市障がい児福祉計画			だい きとだし しょう じふくしけいかく 第3期戸田市障がい児福祉計画			だい きとだし しょう じふくしけいかく 第4期戸田市障がい児福祉計画		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ちゅうかん 中間 みなお 見直し </div>								

● けいかく たいしょうしゃ 計画の対象者

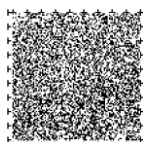
ほんけいかく しゅ たいしょう しょうがいしゃきほんほう だい じょう しょうがいしゃそうごうしえんほう だい じょうおよ
本計画の主たる対象は、「障害者基本法」第2条、「障害者総合支援法」第4条及び
「児童福祉法」に規定する「障害者」及び「障害児」（本計画においては「障がい児」の
しめ ばあい のぞ きほんてき しょう じ ふく しょう しゃ ひょうき
みを示す場合を除き、基本的に「障がい児」を含み「障がい者」と表記）とします。

ぐたいてき しんたいしょう ちてきしょう せいしんしょう くわ なんびょうかんじゃ こうじのうき
具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、難病患者、高次脳機
のうしょう はつたつしょう どう しょう しゃ ぐたいてき しさく じぎょう たいしょう
能障がい、発達障がい等の障がい者です。ただし、具体的な施策・事業の対象となる
しょう しゃ はんい こべつ ほうれい きていどう こと
障がい者の範囲は、個別の法令の規定等により異なります。

ほんけいかく しゅ たいしょうしゃ じょうき しょう がいのあるひと しょう がないのないひと わ
本計画の主たる対象者は上記のとおりですが、障がいのある人も障がいのない人も分
へだ とも い しゃかい じつげん め ぞ しょうがいしゃきほんほうどう りねん
け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すという 障害者基本法等の理念においては、あら
ゆるしみん りかい きょうりょく ひつよう ぜんしみん けいかく たいしょう
ゆる市民の理解と協力が必要であることから、全市民を計画の対象とします。

● けいかく すいしんたいせい 計画の推進体制

けいかく すいしん ちょうないかんけいぶきよく くに けん かんけいぎょうせいきかん れんけい きょうか
計画の推進にあたっては、庁内関係部局や国・県の関係行政機関との連携を強化しま
とだししょうがいしゃしさくすいしんぎょうきかい およ とだし ちいきじりつしえんぎょうきかい そうだん
す。「戸田市障害者施策推進協議会」及び「戸田市地域自立支援協議会」において、相談
しえん ぎゃくたいぼうし ふくむけんりようご しゅうろうしえん さまざま かだい れんらく ちょうせい せいさく
支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援などの様々な課題について、連絡・調整、政策
けんとう おこな ほんけいかく すいしんじょうきょう ひょうか おこな し そうだんしえん じぎょうしゃ
検討を行うとともに、本計画の推進状況の評価を行い、市、相談支援事業者、サービ
じぎょうしゃ こようぶんや きょういくぶんや かんけいしゃ かつよう けいかく
ス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者によるネットワークを活用し、計画
すいしん はか
の推進を図ります。

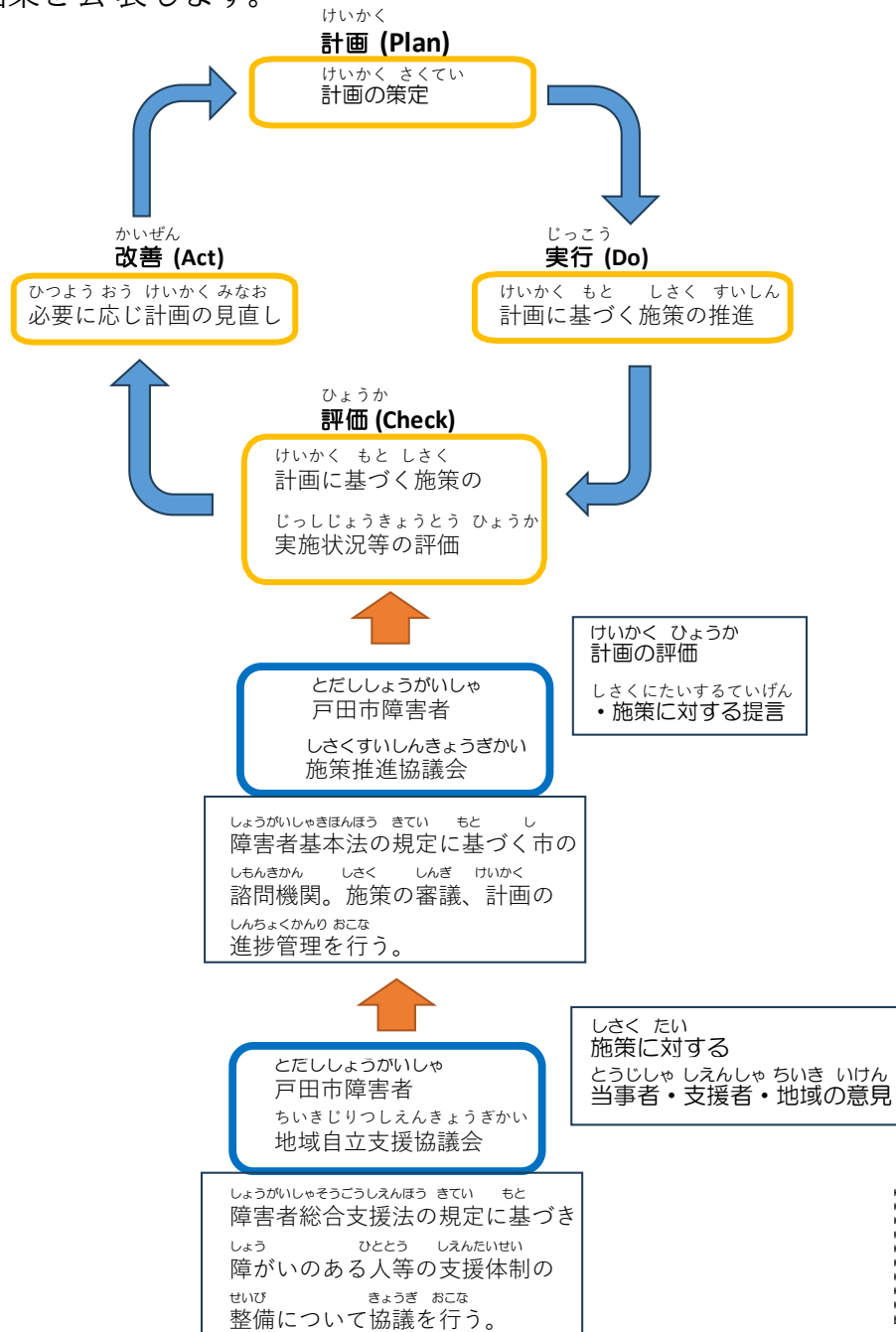


● 計画における PDCA サイクル

国の基本指針を踏まえ、計画におけるPDCAサイクルのプロセスは、以下のとおりとします。

障がい者計画における重点施策においては、1年に1回、その他の施策については3年に1回、障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画における成果目標及び活動指標については1年に1回、進捗管理としてその実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析、評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や見直し等の措置を行うこととします。

なお、計画の進捗管理や障がい福祉計画、障がい児福祉計画の最終年度の中間見直しの際には、戸田市障害者施策推進協議会や戸田市地域自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。



と ともに生き ともに^ささ^あえ合い
だ だれもが
し しあわせを^{じっかん}実感できるまち

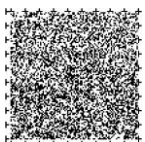
～ 子どもから^{こうれいしゃ}高齢者まで、すべてのライフステージを通し、
障^{しょう}がい者が自分らしく暮らせるまち・とだ

前計画より、障^{しょう}がい者自身の^い生き^{かた}方について、自らの^{みずか}意思や^い願^{ねが}いに基づき、主体的に^{しゅたいてき}決定できるための^{けつてい}支援^{しえん}を行うということに^{おこな}重点^{じゅうてん}を置き、「ともに生き ともに^ささ^あえ合い だれもが しあわせを^{じっかん}実感できるまち ～ 子どもから^{こうれいしゃ}高齢者まで、すべてのライフステージを通し、障^{しょう}がい者が自分らしく暮らせるまち・とだ ～」を^{けいかく}計画の^{きほんりねん}基本理念としていました。

これまでの^{けいかく}計画^{きかん}期間でみえてきた^{かだい}課題とこれからの^{ほうこうせい}方向性を^て照らし^あ合わせ、^ひ引き続きこの^{きほんりねん}基本理念の^{じつげん}実現をめざし、^と取り^く組みを進めていきます。

障^{しょう}がいのある人もない人も、^{だれ}誰もが自分らしく^{ちいきせいかつ}地域生活を^お送ることができる^と戸田市を^め目指して、^{ほん}本^{きほんりねん}基本理念を^{きょうゆう}共有し、^{けいかく}計画の^{すいしん}推進を図ります。

また、障^{しょう}がいのある人が、それぞれの^{ねんれい}年齢に応じた^{にちじょうせいかつ}日常生活や^{しゃかいせいかつ}社会生活を^おおくることができるように、^{すべ}全ての^{しさく}施策をライフステージごとの^{とくせい}特性に^{はいりょ}配慮しながら^{すいしん}推進していきます。^{かんけい}関係各課の^{れんけい}連携による^{おうだんてき}横断的な^{たいせい}体制のもとで、^{かんけい}関係者・^{かんけい}関係団体等とも^{れんけい}連携しながら、それぞれのライフステージに応じた^お支援を^き切れ目が^めないよう^{ていきょう}に提供していきます。



● 基本方針

基本理念を実現するために、以下の3つの基本方針を掲げて施策を展開していきます。

1. ともに支えあい、自分らしく暮らせるまち

障がいのある方もない方も、ともに支えあって暮らしていくためには、障がいについての理解を広め、差別や偏見をなくし、また災害時にも助けあえる関係を築いていく必要があります。

また、障がいのある方が自分らしく暮らしていくには、生活や生き方を自分で選択・決定し、適切な支援を活用できる環境が必要となります。

そのため、障がい理解の啓発活動を推進していくとともに、円滑にサービスにつなげる相談支援や障害福祉サービスの充実・質の向上に取り組みます。また、災害時などにおいても安全で安心なくらしが確保できる環境を整えていきます。

2. 地域で自立して暮らせるまち

地域で自立して暮らすには、経済面や就労、住環境、健康問題など課題は多岐に渡ります。障がいのある人が地域において健康で自立した生活を送ることができるよう、保健医療の支援、就労支援、経済支援など、さまざまな課題に対応したサービスの提供体制を整え、地域全体で支えるシステムの実現を目指します。

また、地域コミュニティ活動や文化芸術活動の余暇活動は障がいの有無に関わらず、人々の心の豊かさや相互理解をもたらします。そのため、生涯学習や文化芸術活動、スポーツ活動を推進するとともに、多くの人との交流の機会や生きがいの創出に努めます。

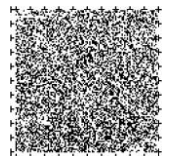
3. 健やかな育ちと学びのまち

障がいのある子どもたちとその家族が、地域社会で受け入れられ、支援されることは、障がいの理解促進や家族の負担軽減・不安解消につながるとともに、子どもの成長や学びに深く関わってきます。

そのため、一人ひとりの障がい特性に応じたきめ細やかなサービスの充実を図り、子どもの健やかな成長を支援します。

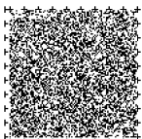
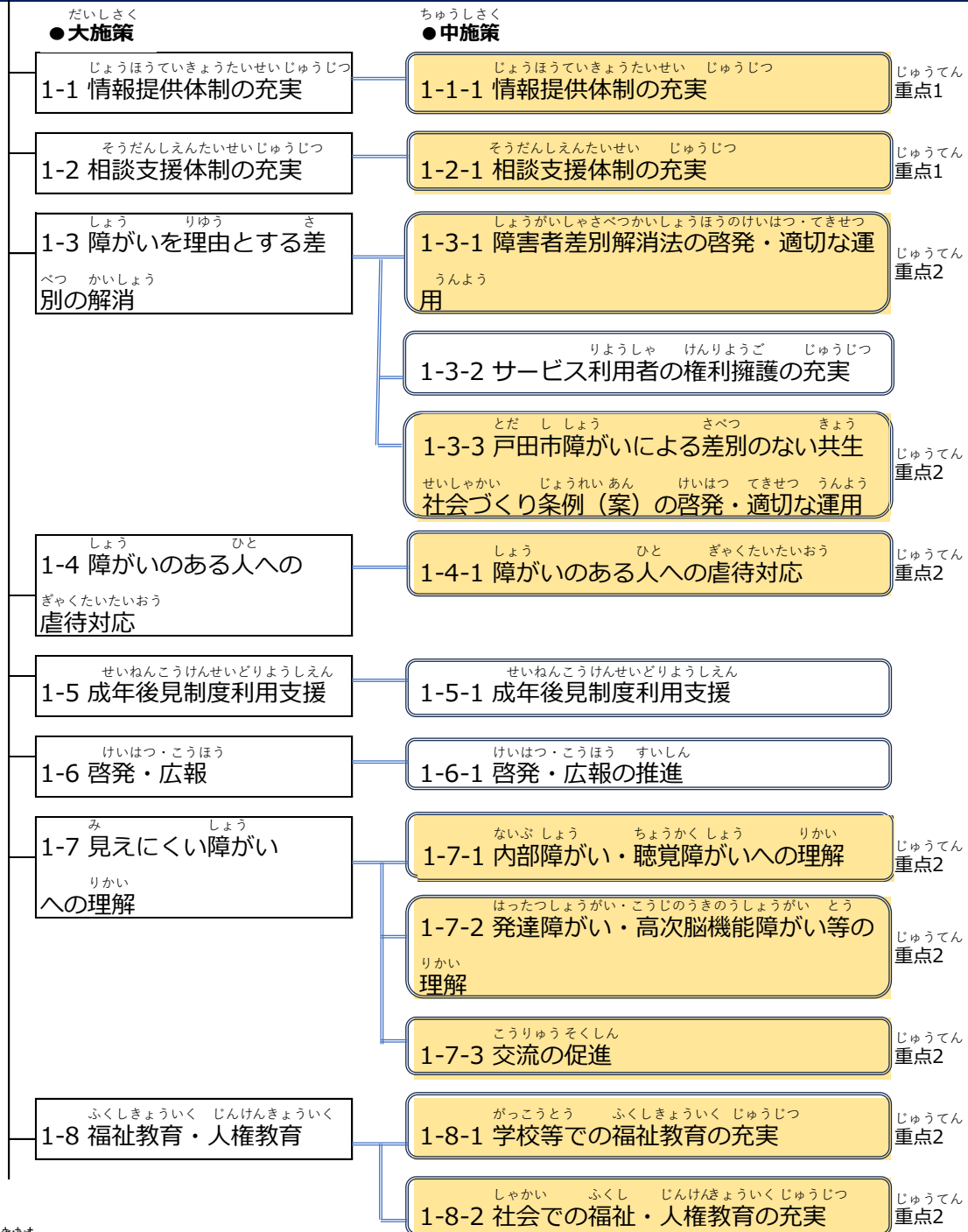
また、保健・医療機関との連携体制の強化に努め、障がいの原因となる疾病の予防及び早期発見や、医療的ケアを必要とする方が適切なサービスを受けられる体制を整備していきます。

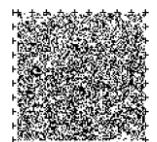
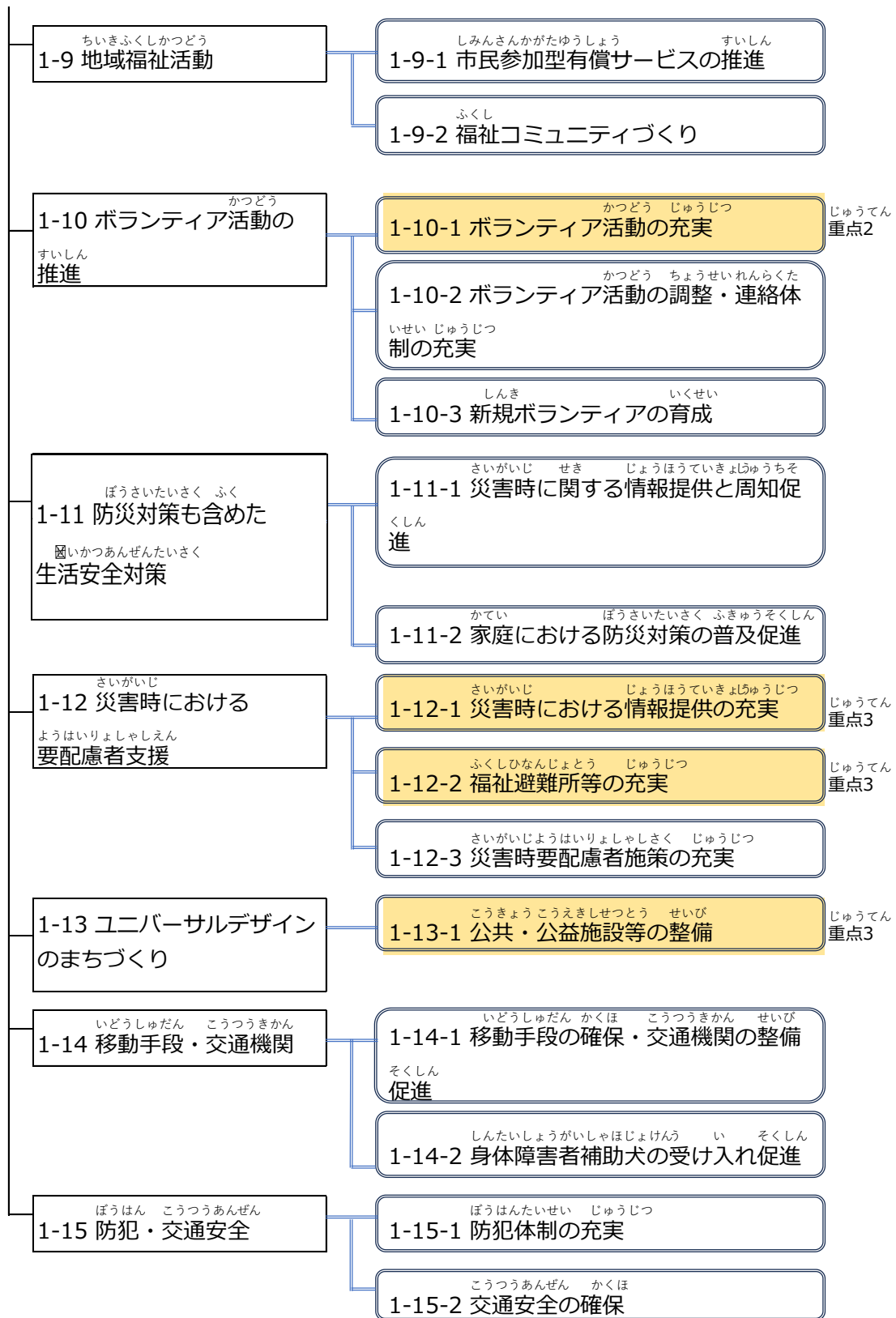
併せて、特別支援教育の充実により、障がいのある児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、自己表現する基礎を確立します。



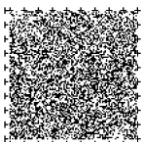
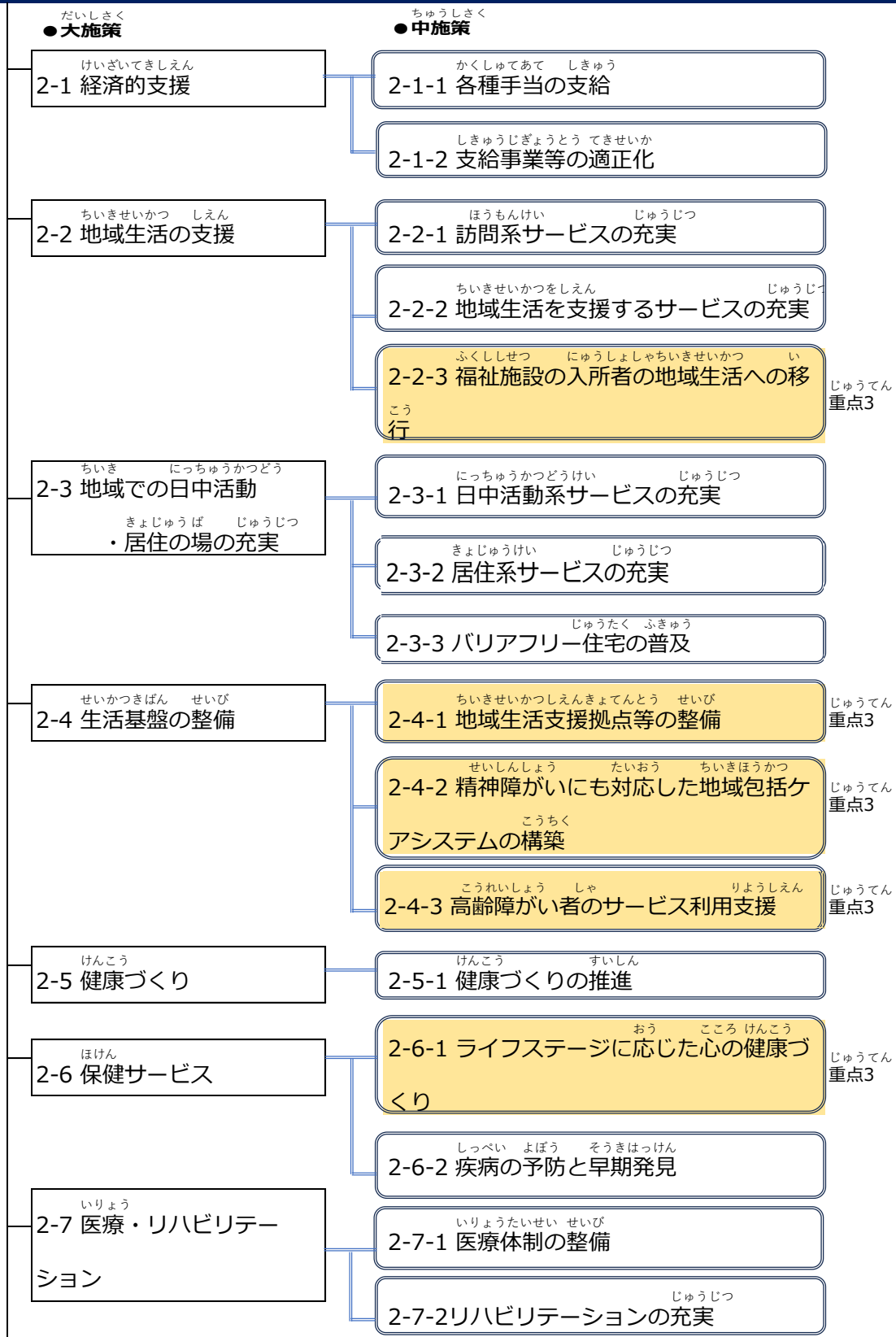
- 【重点項目】**
 ① 相談支援・情報提供体制の充実・強化
 ② 障がいのある人の権利擁護の推進
 ③ 地域生活を送るための支援の充実
 ④ 就労・社会参加支援の充実
 ⑤ 障がい児支援の提供体制の充実

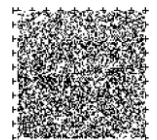
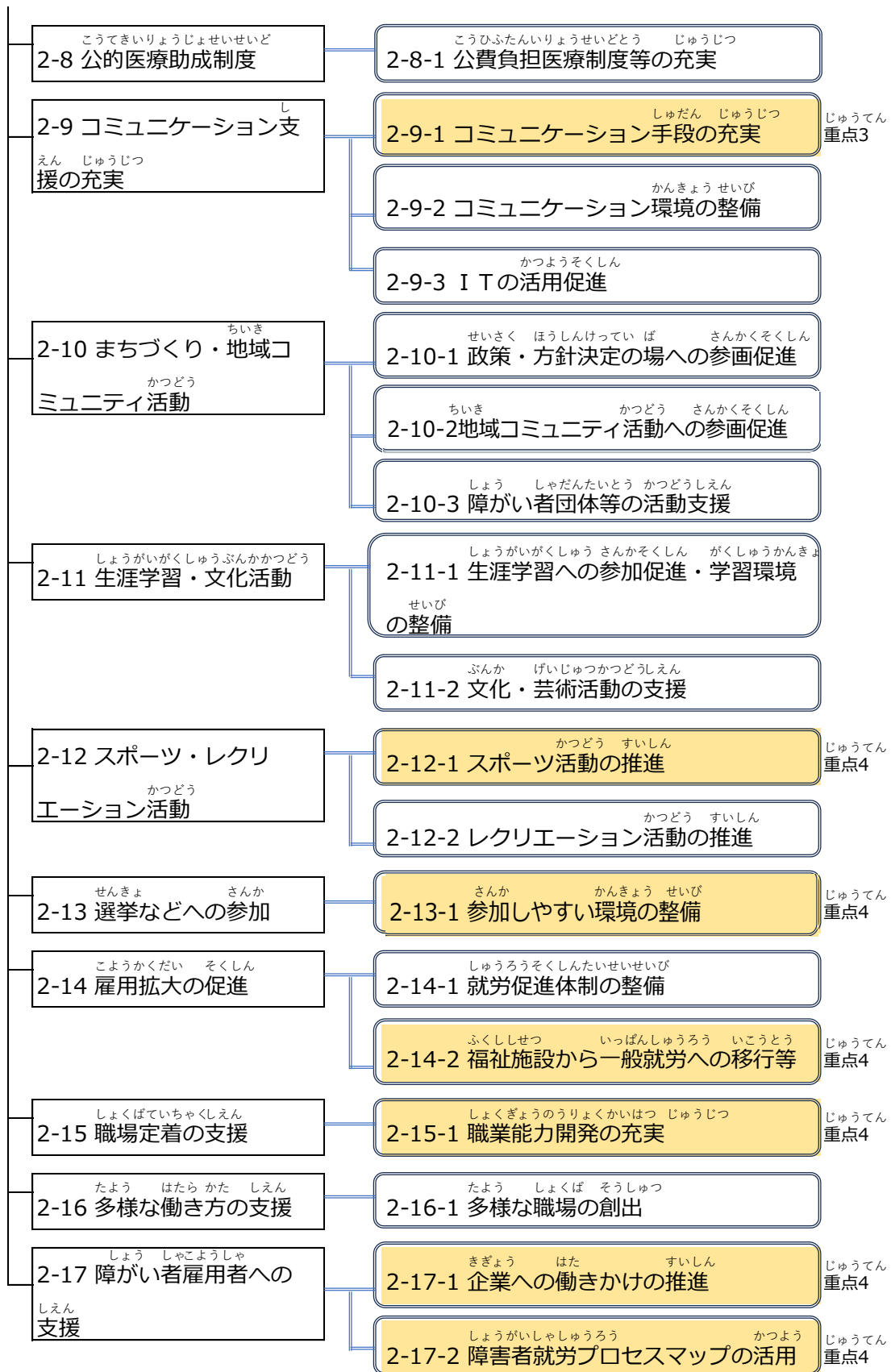
基本方針 1 ともに支えあい、自分らしく暮らせるまち

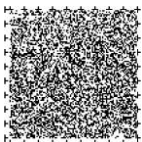
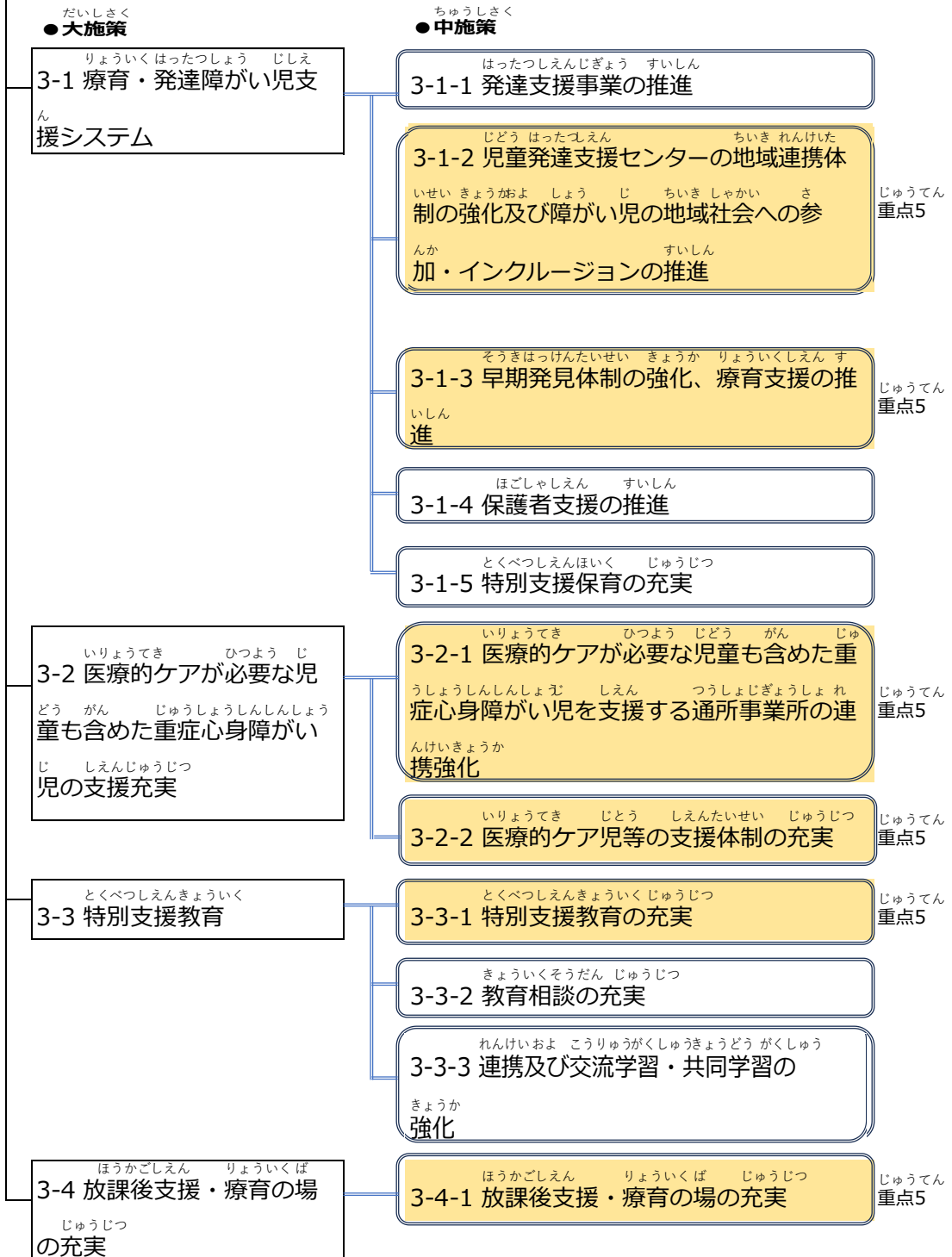




基本方針2 地域で自立してらせるまち







● 重点項目

これまで、「1. 相談支援・情報提供体制の充実」、「2. 地域社会における障がい者の生活の基盤づくり」、「3. 障がい児支援の提供体制の充実」の3つの項目を重点施策に位置づけ、取り組みを進めてきました。

本計画においては、国の基本指針にて、成果目標が定められた施策を中心として、障がい者施策の動向やアンケート調査結果にみる生活実態と施策ニーズ、関係団体や関係事業者のヒアリング調査結果などを踏まえた総合的な見地から、「(1) 相談支援・情報提供体制の充実・強化」「(2) 障がいのある人の権利擁護の推進」「(3) 地域生活を送るための支援の充実」「(4) 就労・社会参加支援の充実」「(5) 障がい児支援の提供体制の充実」の5つを重点的に取り組むべき項目として定めます。

(1) 相談支援・情報提供体制の充実・強化

すべての障がい者が、必要とする障害福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを目的に、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の充実を図り、障がい者等の自己選択・自己決定を尊重できる体制を整備していきます。

すべての障がい者がそのための意思決定ができるように、地域の相談支援体制及び障害福祉サービス等の情報提供体制の充実・基幹相談支援センターを中心に地域の相談機能の連携強化に取り組みます。

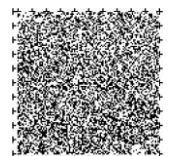
(2) 障がいのある人の権利擁護の推進

地域社会に幅広く障がい者に対する理解を深める取組や、合理的配慮の提供をより一層促進する取組を行うとともに、障がい者への差別や虐待の防止、解消に取り組むことで障がい者の地域で共に暮らす権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めます。

そのために、障がいや障がいのある人に対する理解の醸成を図り、戸田市障がいによる差別のない共生社会づくり条例(案)の施行と普及、地域における理解のさらなる充実を図ります。

(3) 地域生活を送るための支援の充実

障がいのある人が生きがいを持つとともに地域の一員として安心して自分らしい生活を送れるように、障がい者からの要望が強い、災害対策、住まいの確保、生活支援などの施策の充実を図ります。



(4) 就労・社会参加支援の充実

働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図ります。

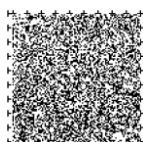
また、企業への働きかけや連携を通じて、就労支援を提供し、福祉的就労から一般就労への移行を促進し、職場での安定雇用を支えます。職場の定着を図るためのサービスも促進します。

障がいのある人の日中の生活と訓練の場の確保に努めるとともに、障がいのある人が様々な人たちと交流できる場を拡充し、社会のあらゆる分野に障がいのある人もない人もともに参加し活動できるような機会の提供に努めます。

(5) 障がい児支援の提供体制の充実

障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実や、関係機関が連携して切れ目のない一貫した支援体制を構築していきます。また、たんの吸引や経管栄養などが必要な医療的ケア児をはじめとする重症心身障がい児への支援の充実を図るとともに、地域で包括的な支援が受けられる体制づくりを推進します。

令和5年4月に施行された「こども基本法」の定義「新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援」を実現していきます。



第7期戸田市障がい福祉計画

障がい福祉計画（第7期）は、障害者総合支援法第88条に基づき、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とする法定の計画であり、本市の障がい者総合計画の実施計画に相当する計画です。

国の基本指針に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、提供体制の確保を図るための計画です。

● 障害福祉サービス等の概要

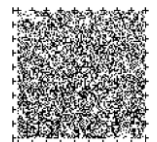
○ 障害者総合支援法における障害福祉サービス

障がい者や障がい児を対象とする障害福祉サービスについては、障害者自立支援給付事業と地域生活支援事業の2つに大別することができます。

障害者自立支援給付事業は、個別の障がい者の状況に応じ、必要な支援を給付する事業です。自立支援給付として重要なサービスが、介護や訓練等のサービスを提供する介護給付・訓練等給付です。介護給付の対象になるサービスには、自宅での食事等の介護を行う居宅介護をはじめ、移動の援護を行う同行援護、医療機関で看護等を行う療養介護等があります。訓練等給付の対象になるサービスには、身体的機能の向上をめざす自立訓練や、就労に関連する就労移行支援・就労継続支援、グループホームでの共同生活援助等があります。

なお、法律上の分類ではありませんが、サービスの内容に合わせた分類が用いられることがあります。具体的には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護などの訪問系サービスと短期入所、生活介護、就労支援などの日中活動系サービスや共同生活援助などの居住系サービスの3つに分類することができます。

地域生活支援事業は、障がい者の居住地域において、サービスを行う事業所や施設等の社会資源（インフラ）の状況に応じて実施される事業です。都道府県や市町村による支援であり、各種相談支援や手話等の通訳者によるコミュニケーション支援等があります。



● 障害福祉サービスの量の見込みと確保方策

【共通事項】

見込み量の算出にあたっては、過去の実績、アンケート調査及びヒアリング調査並びにコロナ禍の影響を勘案し算出いたしました。

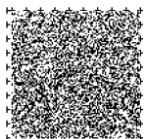
障害者自立支援給付事業（第7期戸田市障がい福祉計画）

サービス種類	サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	居宅介護	人分	169	178	188
		時間分	3,240	3,557	3,875
	重度訪問介護	人分	4	4	5
		時間分	960	960	1,200
	同行援護	人分	21	21	21
		時間分	580	580	580
	行動援護	人分	68	71	75
		時間分	2,655	2,815	2,975
	重度障害者等包括支援	人分	0	0	0

【見込量確保のための方策】

必要なサービス提供量を確保するために、サービス提供者等との連携を通じて、サービス提供体制の整備を図ります。

サービス種類	サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中活動系サービス	生活介護	人分	165	174	184
		人日分	3,030	3,191	3,352
	自立訓練（機能訓練）	人分	9	9	9
		人日分	89	89	89
	自立訓練（生活訓練）	人分	15	17	19
		人日分	291	335	378
	就労選択支援	人分		20	23
	就労移行支援	人分	40	42	45
		人日分	636	673	711



しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 (A型)	人分	34	34	34
	人日分	648	648	648
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 (B型)	人分	239	265	293
	人日分	3,745	4,113	4,511
しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	人分	18	20	23
りょうようかいご 療養介護	人分	11	11	11
たんきにゅうしょ 短期入所 (ショートステイ：福祉型)	人分	67	74	81
	人日分	308	351	394
たんきにゅうしょ 短期入所 (ショートステイ：医療型)	人分	3	3	3
	人日分	16	16	16

【見込量確保のための方策】

特別支援学校の卒業見込者等の新規利用者のニーズを適切に把握し、利用者や利用時間数の増加が見込まれるサービスを中心に、提供体制の充実を図ります。

サービス種類	サービス名	人分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居住系サービス	じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	人分	3	5	8
	きょうどうえんじょ 共同生活援助 (グループホーム)	人分	135	148	162
	うち日中サービス 支援型	人分	33	36	40
	しせつにゅうしょしえん 施設入所支援	人分	58	60	63
	しゆくはくがたじりつくんれん 宿泊型自立訓練	人分	1	1	1

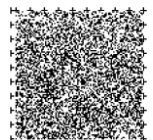
【見込量確保のための方策】

障がい者の地域移行を促進する視点から、地域における居住の場としての共同生活援助 (グループホーム) の整備の促進を図ります。

サービス種類	サービス名	人分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援	けいかうそうだんしえん 計画相談支援	人分	219	229	240
	ちいきいこうしえん 地域移行支援	人分	1	2	4
	ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	人分	2	3	4

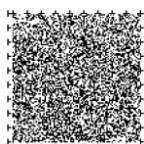
【見込量確保のための方策】

必要なサービス提供量を確保するために、サービス提供事業者等との連携を通じて、サービス提供体制の整備を図ります。



ちいきせいかつしえんじぎょう だい きとだししやう ふくしけいかく
 地域生活支援事業（第7期戸田市障がい福祉計画）

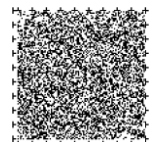
サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	あり有	あり有	あり有
自発的活動支援事業	あり有	あり有	あり有
障害者相談支援事業	3	3	3
基幹相談支援センター等機能強化事業	あり有	あり有	あり有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	あり有	あり有	あり有
成年後見制度利用支援事業	7	7	7
成年後見制度法人後見支援事業	あり有	あり有	あり有
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	619	619	619
手話通訳者設置事業	1	1	1
介護・訓練支援用具	11	11	11
自立生活支援用具	17	17	17
在宅療養等支援用具	14	14	14
情報・意思疎通支援用具	11	11	11
排せつ管理支援用具	2,427	2,625	2,824
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	30	30	30
移動支援事業	236	236	236
	3,909	3,909	3,909
地域活動支援センター事業	4	4	4
	29	29	29



サービス名 ^{めい}		令和6年度 ^{れいわ ねんど}	令和7年度 ^{れいわ ねんど}	令和8年度 ^{れいわ ねんど}
日中一時支援 ^{にっちゅういちじしえん}	延利用件数 ^{のべりようけんすう}	1,983	2,261	2,538
訪問入浴サービス ^{ほうもんにゆうよく}	延利用回数 ^{のべりようかいすう}	742	742	742
自動車改造費助成 ^{じどうしゃかいぞうひじよせい}	利用件数 ^{りようけんすう}	3	3	3
自動車運転免許取得費助成 ^{じどうしゃうんてんめんきよしゆとくひじよせい}	利用件数 ^{りようけんすう}	5	5	5
介護者用自動車改造費助成 ^{かいごしゃようじどうしゃかいぞうひじよせい}	利用件数 ^{りようけんすう}	3	3	3
食事サービス ^{しょくじ}	延利用回数 ^{のべりようかいすう}	987	987	987
緊急時連絡システム ^{きんきゅうじれんらく}	回数 ^{かいすう}	7	7	7
福祉タクシー利用券交付 ^{ふくし りようけんこうふ}	人分 ^{にんぶん}	837	837	837
福祉ガソリン利用券交付 ^{ふくし りようけんこうふ}	人分 ^{にんぶん}	724	735	747
紙おむつ支給 ^{かみ しきゅう}	延利用枚数 ^{のべりようまいすう} (枚) ^{まい}	205,273	205,273	205,273
更生訓練費支給 ^{こうせいくんれんひしきゅう}	人分 ^{にんぶん}	50	53	57

【見込量確保のための方策^{みこりようかくほ ほうさく}】

戸田市の実情に応じた柔軟なサービス提供^{とだし じつじょう おうじたじゅうなん ていきょう おこな}を行うために、内容・体制の充実^{ないよう たいせい じゅうじつ ほか}を図っていきます。



● 計画の具体的な目標（令和8年度末）

国の基本指針に基づき、本市の障がい福祉計画（第7期）において障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するため、計画の具体的な目標を定めます。

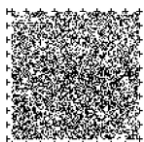
また、市町村は、国の基本方針に対する県の考え方を基本とし、それぞれの地域の実情や特性を踏まえた計画方針を定め、数値目標等を設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点の施設入所者数	56人
令和8年度末までの地域生活への移行者数	4人 (上記の6%)

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
②保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	1回	1回	1回
③保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	19人	19人	19人
④精神障がい者の地域移行支援の利用者数	2人	4人	6人
⑤精神障がい者の地域定着支援の利用者数	2人	4人	6人
⑥精神障がい者の共同生活援助の利用者数	45人	49人	52人
⑦精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	2人	4人
⑧精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	8人	9人	11人

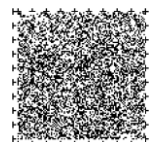


(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の確保	設置済み		
地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討回数	1回	1回	1回
地域生活支援拠点等の充実に向け、コーディネーターの配置	4人	4人	4人
強度行動障がい等を有する者への支援体制の整備	実施		

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

令和3年度末における実績	①福祉施設から一般就労への移行	7人
	②就労移行支援事業の利用者の内から一般就労への移行	6人
	③就労継続支援A型の利用者の内から一般就労への移行	0人
	④就労継続支援B型の利用者の内から一般就労への移行	1人
	⑤就労定着支援事業の利用者	10人
令和8年度の目標	①福祉施設から一般就労への移行	18人
	②就労移行支援事業の利用者の内から一般就労への移行	14人
	③就労継続支援A型の利用者の内から一般就労への移行	2人
	④就労継続支援B型の利用者の内から一般就労への移行	2人
	⑤就労定着支援事業の利用者	20人



⑥ 一般就労移行のうちの就労移行支援事業の事業所数

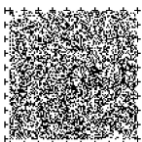
令和3年度末に	令和3年度末における就労移行支援事業所数	1箇所
おける実績	上記のうち一般就労へ移行が5割以上の事業所数	0箇所
令和8年度の目標	令和8年度における就労移行支援事業者数	1箇所
	上記のうち一般就労へ移行が5割以上の事業所数	1箇所

(5) 相談支援体制の充実・強化等

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	設置済み		
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	150件	150件	150件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	200件	200件	200件
相談機関との連携強化の取組の実施	50回	50回	50回
個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	実施		

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加	25人	25人	25人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果	1回	1回	1回



第3期戸田市障がい児福祉計画

障がい児福祉計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とする法定の計画であり、本市の障がい者総合計画の実施計画に相当する計画です。

国の基本指針に基づき、障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、提供体制の確保を図るための計画です。

● 障害児通所サービス等の概要

○ 児童福祉法における障害福祉サービス

具体的には、通所支援と入所支援の2つのサービスが提供されています。

通所支援は、市町村により行われるもので、障がい児が施設に通う形態で受けるサービスです。一方、入所支援は、都道府県により行われるもので、障がい児が施設に入所する形態で受けるサービスです。

● 障害児通所サービス等の量の見込みと確保方策

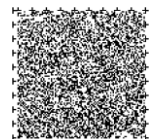
【共通事項】

見込み量の算出にあたっては、過去の実績、アンケート調査及びヒアリング調査並びにコロナ禍の影響を勘案し算出いたしました。

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人分	221	245	270
	人日分	2,022	2,234	2,447
医療型児童発達支援	人分	1	1	1
	人日分	7	7	7
放課後等デイサービス	人分	387	431	474
	人日分	4,356	4,800	5,245
保育所等訪問支援	人分	45	55	66
	人日分	81	100	119
居宅訪問型児童発達支援	人分	1	1	1
	人日分	2	2	2
障害児相談支援	人分	217	242	267

【見込量確保のための方策】 戸田市の障がい児支援の実情に応じたサービス提供を行うために、

内容・体制の充実を図っていきます。



● 計画の具体的な目標（令和8年度末）

国の基本指針に基づき、本市の障がい児福祉計画（第3期）において障害児通所支援等の円滑な実施を確保するため、計画の具体的な目標を定めます。

	令和8年度末まで
① 児童発達支援センターの設置	設置済み
② 障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築	実施
③-1 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置済み
③-2 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	5人（配置済み）
④-1 児童発達支援事業所の確保	1か所（確保済み）
④-2 放課後等デイサービス事業所の確保	2か所（確保済み）

